

**義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧**

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

**【内閣府】**

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答 (区分)	具体的、理由等		回答 (区分)	具体的案、理由等
地方青少年問題協議会法	第2項	○地方青少年問題協議会委員の資格要件等の廃止 ○地方青少年問題協議会の組織に係る要件を撤廃する。 【全国市長会】	○地方青少年問題協議会については、その会長に地方公共団体の長を充てること、また、その委員に地方公共団体の議員及び学識経験者から任命することが義務付けられており、地方青少年問題協議会における協議内容は地域によって異なるため、委員の選出を法律により規定してしまって、会長に学識経験者を充てることなど、それぞれの課題に応じた委員構成を探ることができない。 ○地方青少年問題協議会の組織に係る要件を撤廃することにより、柔軟な組織運営が可能となり、付属機関としての役割を効果的に達成することが可能となる。	・法第3条第2項は削除。ただし、多くの地方公共団体で条例改正が必要となるため、条例改正を要しない法改正が可能かどうか併せて検討。 ・法第3条第3項は地方議会議員、関係行政機関職員及び学識経験者から委員を選任するとの規定であり、必ずしもこれら3者のすべてを委員としなければならないものではないが、誤解を与えている可能性があり、より明確に解釈できるような規定が可能か検討する。 ・この他、指摘のなかった条項についても、この機会に必要性等について見直しを行う。	○	・法第3条第2項は削除。ただし、多くの地方公共団体で条例改正が必要となるため、条例改正を要しない法改正が可能かどうか併せて検討。 ・法第3条第3項は地方議会議員、関係行政機関職員及び学識経験者から委員を選任するとの規定であり、必ずしもこれら3者のすべてを委員としなければならないものではないが、誤解を与えている可能性があり、より明確に解釈できるような規定が可能か検討する。 ・この他、指摘のなかった条項についても、この機会に必要性等について見直しを行う。	○	○	○

**義務付け・特付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧**

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

**【総務省】**

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答 (区分)	具体的案、理由等		回答 (区分)	具体的案、理由等
地方独立行政法人法	第92条	第1項等	【地方独立行政法人の合併・減資の可能化】  地方独立行政法人の合併に関する手続及び、地方独立行政法人が保有する不要財産を地方公共団体に返納した場合の資本金の減少に関する手続を設けることとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方独立行政法人の合併に関する手続が設けられていないため、地方公共団体が円滑に法人の合併を行うことができず、組織の見直しに関する地方公共団体の裁量が制約されている。</li> <li>・地方独立行政法人が保有する財産のうち、地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出に係る財産が不要となった場合に、当該財産を地方公共団体に納付するための手続を設けるとともに、地方公共団体からの出資に係る財産の返納に伴う資本金の減少に関する手続を設ける。</li> </ul>	○				



## 義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度方法の周知等)を行う事項

【文部科学省】

## 義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

〈凡例〉

- ：地方提案等に即し制度改正を行う事項
- ▲：一部制度改正や運用改善（大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度方法の周知等）を行う事項

義務付け・件付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【厚生労働省】						
法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性		各府省からの回答	各府省からの回答に対する地方からの意見
			回答 (区分)	具体的な理由等		
社会福祉法	第14条 第6項	○福祉事務所の弹性化  社会福祉法第14条第6項の規定において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、精神福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生のため人の命と心を大切にする社会福祉の実現はもとより、老人福祉や障害者福祉での緊急的な援助としての措置などが期待されている。この所掌業務に地域差を生じさせることは、福祉事務所においては、同一の範囲を規定するではなく、組織機構等の中で柔軟に対応できるよう、地方自治体の判断に委ねる。 【全国市長会】	x	福祉事務所には、地域住民に最も身近な社会福祉行政全般を担当する専門機関として、地域住民に対する情報提供や、生活保護業務を始めとする国民生活のセーフティネットとしての機能(生活保護や児童扶養手当に対する児童扶養の実現はもとより、老人福祉や障害者福祉での緊急的な援助としての措置などが期待されている。)を果たすこと、地域の福祉需要を把握する等の役割を第一に果たすことが期待されている。この所掌業務に地域差を生じさせることは、福祉事務所においては、同一の範囲を規定するではなく、組織機構等の中で柔軟に対応できるよう、従来の福祉の視点ではなく、子ども、子育て支援を核とした部局を編成する場合があり得る。 この場合、福祉事務所の所掌事務が市の特性に応じて編成した組織をまたがることとなり、組織管理や意思決定を複雑なものとしている。 福祉事務所につきまとまる事務の範囲を都道府県体の範囲に委ねられれば、地域の実情を踏まえた組織編成が可能となり、組織管理や意思決定上、適切な業務執行体制を確立することができるようになる。	A市においては、社会福祉法に基づく行政機関たる福祉事務所については、市長の内部組織である健康課事務課及び子ども家庭課の組合せ及び職員をもって充てられており、現実的には、社会福祉法第17条の規定により、人材不足の問題から、社会福祉法第14条第6項に規定される業務以外にまで所掌業務を拡大することに期待されている。この所掌業務に地域差を生じさせることは、福祉の利用者である地域住民にとって不利益を生じさせられるそれがいるため、不適切である。 なお、福祉事務所において、社会福祉法第14条第6項に規定される業務以外にまで所掌業務を拡大することは差し支えないところ、福祉事務所内で他分野と連携した業務執行体制を確立できないかご検討いただきたい。	各府省からの回答に対する地方からの意見
医療法	第30条 第4項 第5項	【基準病床数の都道府県による独自の加減可能化】  基準病床数を都道府県において独自に加減が可能なるようにすべき。 【全国知事会】	x	【事例1】 A市内の病院数が現行の医療計画策定後に急速に減少してしまい、救急輸送の維持が困難になっている。A市から病院を誘致したいと希望されているが、A市のある第二次医療圏では、新規病床数を確保する余地がない。また、地方医療の趨勢である「基準病床」が設定の制度と同様に、適切な病床整備が困難な状況である。 本県の最近の事例としては、がん医療扶助体制強化のために増設がんセンターの増床を行ったが、病床過剰地域であつたため特例病床制度による増床しか手段が無く、厚生労働大臣の同意を得るために1年半を要した。  【事例2】 本県においては、平成23年4月に基準病床数の見直しが行った。算定を行った結果、病床過剰となった地域において、地域の実情に応じた病床の配分について要望があったが、算定式が他の一律の算定式によっては対応できず、増床の対応ができない。 【事例3】 医療法第30条の第4第8項の特例病床の制度で対応可能である。  【事例4】 医療法第30条の第5第8項では特例による増床が可能となっている。  【事例5】 医療法で規定する基準病床数制度は、全国一律の算定方式となっており、都道府県の裁量の余地がない。特定期間病院などの高度医療を行なう病院に全国から患者が集まる地域の特徴など、地域医療の実態を反映することができない。  【事例6】 基準病床数まで病床の整備が進んだ地域においては、次のような競争が顕在化している。病院の新規参入がないことから、医療サービスの競争が起りにくい状況などである。 既存の病院の病床が既得権をもつて使用する場合の増床は問題が複雑で難航がでる。本県においては、片道を歩いていて既存病院があると何かわからず地域医療の競争となり、医療の増床は問題が複雑で難航がでる。本県においては、片道を歩いていて既存病院がない場合が約90%存在する。	都道府県による基準病床数の独自の加減可能化や特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への事前協議・同意を不要とした場合、既に病床が過剰となった地域において、地域が必要とする病床数を超えた病院の増床・開設が行われることが懸念される。これにより、医療従事者が他の地域から集まり、許可を行った都道府県内のみならず、他の都道府県も含めて医療従事者の更多的な偏在をもたらすことにより、都道府県内外の医師不足地域の問題が深刻化し、必要な医療の確保に支障が生じることが予想されるため、適切でない。  また個別の事例については下記のとおり 【事例1】 医療法第30条の第4第8項の特例病床の制度で対応可能である。  【事例2】 特例病床の協議については、増床が必要な理由や病床数など特例を判断するに必要な書類の提出があれば、速やかに対応している。都道府県の対応が短期間に進められれば協議も短期間で終了している。  【事例3】 医療法第30条の第6項により急増した人口の増加が見込まれる場合、高度の医療を提供する能力を有する病院が集中する場合等特定の事情がある場合は自らの算定が可能であり、同条第7項と第8項では特例による増床が可能となっている。  【事例4】 医療法で規定する基準病床数制度は、全国一律の算定方式となっており、都道府県の裁量の余地がない。特定期間病院などの高度医療を行なう病院に全国から患者が集まる地域の特徴など、地域医療の実態を反映することができない。  【事例5】 基準病床数まで病床の整備が進んだ地域においては、次ののような競争が顕在化している。病院の新規参入がないことから、医療サービスの競争が起りにくい状況などである。 既存の病院の病床が既得権をもつて使用する場合の増床は問題が複雑で難航がでる。本県においては、片道を歩いていて既存病院があると何かわからず地域医療の競争となり、医療の増床は問題が複雑で難航がでる。本県においては、片道を歩いていて既存病院がない場合が約90%存在する。	1 基準病床数について都道府県が独自の加減可能化や特例病床の許可に際して必要な厚生労働大臣への事前協議・同意を得るに際しては、現行法でも特例病床の制度で対応可能であるが、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 2 記載の事例については、現行法でも特例病床の制度で対応可能であるが、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 3 また個別の事例については、現行法でも特例病床の制度で対応可能であるが、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 4 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」と内部組織との相談を踏まえ、施設を総合的に推進することができなくなること、あるいはこれを避けようすると、内部組織の構成が実質的に当該福祉事務所のつかさどる事務の範囲に制約を受けることとなる。 5 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 6 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 7 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」と内部組織との相談を踏まえ、施設を総合的に推進することができなくなること、あるいはこれを避けようすると、内部組織の構成が実質的に当該福祉事務所のつかさどる事務の範囲に制約を受けることとなる。 8 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 9 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 10 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 11 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 12 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 13 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 14 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 15 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 16 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 17 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 18 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 19 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 20 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 21 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 22 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 23 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 24 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 25 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 26 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 27 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 28 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 29 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 30 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 31 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 32 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 33 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 34 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 35 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 36 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 37 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 38 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 39 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 40 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 41 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 42 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 43 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 44 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 45 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 46 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 47 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 48 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 49 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 50 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 51 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 52 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 53 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 54 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 55 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 56 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 57 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 58 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 59 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 60 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 61 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 62 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 63 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 64 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 65 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 66 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 67 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 68 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 69 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 70 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 71 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 72 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 73 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 74 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 75 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 76 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 77 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 78 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 79 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 80 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 81 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 82 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 83 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 84 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 85 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 86 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 87 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 88 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 89 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては、医療従事者による申請が困難であることによる。 90 こうしたことから、「行政機関たる福祉事務所」の設置があつたがゆき事務の範囲を一括して規定するのではなく、行政機関たる福祉事務所の長が指揮監督する事務の多量化で運営している。 91 また、厚生労働大臣の同意を得るに際しては

義務付け・件付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

□…方略  
○…地方提案等に即し制度改正を行う事項  
▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項  
×…見直しを行わない事項

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答
					回答(区分)	具体案、理由等		
		第3項		加えて旅館業者の衛生基準の検査を受託検査している市では、備えるべき機械・設備として求められているガラス製ドアや窓の取扱い等についている。併せて自らの事業運営の項目についても、各自の目的や必要性等の事情考慮して選定されるべきであり、使用目的が規定される「動物飼育室」の設置や日々改良更新される器具機器の備えについては、各自治体の実情を考慮すべきである。保健所に設置する食品安全衛生検査施設の設備基準を緩和することにより、地域の実情に応じ効率的な食品安全行政を推進することができる。				
社会福祉法	第62条	第4項	【第一種社会福祉事業に係る社会福祉施設の許可及び取消基準の条例委任】 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を経営している事例が見られる。 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	x	ご指摘されている場合について、同項第2号や同項第5号により排除することができるとともに、2許可を行うに当たって、事業の適正な運営を確保する観点から懸念されるところがある場合、都道府県知事は条件を付した上で許可することも可能となっている。 また、上記の観点から条件を付して許可を行った場合には、これに違反した場合に許可の取消しが可能であるとともに、2一般にご指摘の場合については、当該事業の目的を達成するために地域の実情に応じて許可及び取消に係る基準を付加することができるようになることを認めていたが、法律に基準を付加することによって許可の取消しを行ふことも可能となっている。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者は当該事業から排除したいが、法律に基準を付加することによって許可の取消しを行ふことも可能となる。	暴力団員等の排除が現行の規定で対応可能であるとのことであるが、法的安定性の確保の観点からは、条例委任し、条例で明確化することが必要である。また、当該提案は暴力団の排除のみを目的とするものではなく、当該法の目的を達成するために地域の実情に応じて許可及び取消に係る基準を付加することができるようになることを認めていたが、法律に基準を付加することによって許可の取消しを行ふことも可能となる。	第一種社会福祉事業は、利用者を施設に入所させて、生活の大部分をその施設の中で営ませるというような事業が大部分で、利用者に対して非常に大きな影響を及ぼすものである。そのため、社会福祉法では、最低生活を保障するという観点から、その許認可及び取消について、基準を設けていたところであり、それを条例に委ねることは困難である。 なお、許可を行ふにあたり、事業の適正な運営を確保する観点から懸念されるところがある場合は、都道府県知事が条件を付すことなどを認めていたところであるが、それは、第一種社会福祉事業の経営主体が、原則として国、自治体、社会福祉法人に限定されているところ、公的関与が相対的に弱い、それ以外の者が都道府県知事の許可を得て第一種社会福祉事業を経営しようとする場合は、条件を設けなければならないことも考えられるためである。
		第72条	第1項					
	第21条の5の23	第1項	【障害児等支援事業者及び障害児入所施設の許可に関する取消基準の条例委任】 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団の排除を規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに条例を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を経営している事例が見られる。 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	x	当該内容を条例に規定することは、障害児等支援及び障害児入所支援の運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参照した上で、暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であるとのことであるが、当該提案は、地域の実情に応じて、申請者要件に暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	当該内容を条例に規定することは、障害児等支援及び障害児入所支援の運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参照した上で、暴力団の排除による規定などを付加する必要がある。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。
児童福祉法	第24条の17							
児童福祉法	第35条	第4項	【児童福祉施設の許可及び取消基準の条例委任】 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団の排除を規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに条例を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を経営している事例が見られる。 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	x	例えば、保育所の認可申請に係る審査では、経営者が社会的信望を有するかどうかを判断することにしている。したがって、保育所に関しては、ごとに、暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であるとのことであるが、審査基準でありこれによる取消ができないこと、通知に基づくものであることから、法的安定性確保の観点からは、条例委任し、条例で明確化することが必要である。 （参考）保育所の設置認可等について平成12年3月30日 児発第295号	現行の局長通知により対応可能とのことであるが、審査基準でありこれによる取消ができないこと、通知に基づくものであることから、法的安定性確保の観点からは、条例委任し、条例で明確化することが必要である。また、この審査基準は社会福祉法人以外の法人の場合の基準であり、申請の多くが社会福祉法人である事例からすると不十分である。 当該提案はあくまで、地域の実情に応じて、申請者要件に暴力団の排除に関する規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	都道府県は、同法第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準（以下「基準」という。）を定めることとされており、同法第35条第4項の都道府県知事の認可は、社会福祉法人等からの申請書類をもとに当該基準に適合するか否かを審査した上でなされる。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。例えば、条例において事業所は暴力団の支配を受けではないといふ運営に係る基準を設け、事業所がその基準に違反した場合には、都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたときのみならず、児童福祉法第21条の5の23第1項第3号及び第4号を適用し、指定の取消しができる。
		第58条						
老人福祉法	第15条	第6項	【養護老人ホーム等は特別養護老人ホームの設置認可及び取消基準の条例委任】 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、老人福祉法上の有料老人ホームの経営を行っている事例が見られる。 有料老人ホームの経営は認定出典事例であるが、同じ老人福祉法に基づく当該事業についても、暴力団員等を排除する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者は当該事業から排除したいが、法律に基準を付加することなく、排除措置を実施することができない。	x	例えば、保育所の認可申請に係る審査では、経営者が社会的信望を有するかどうかを判断することにしている。したがって、保育所に関しては、ごとに、暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であるとのことであるが、審査基準でありこれによる取消ができないこと、通知に基づくものであることから、法的安定性確保の観点からは、条例委任し、条例で明確化することが必要である。 （参考）保育所の設置認可等について平成12年3月30日 児発第295号	現行の局長通知により対応可能とのことであるが、審査基準でありこれによる取消ができないこと、通知に基づくものであることから、法的安定性確保の観点からは、条例委任し、条例で明確化することが必要である。また、この審査基準は社会福祉法人以外の法人の場合の基準であり、申請の多くが社会福祉法人である事例からすると不十分である。 当該提案はあくまで、地域の実情に応じて、申請者要件に暴力団の排除に関する規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	都道府県は、同法第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準（以下「基準」という。）を定めることとされており、同法第35条第4項の都道府県知事の認可は、社会福祉法人等からの申請書類をもとに当該基準に適合するか否かを審査した上でなされる。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。例えば、条例において事業所は暴力団の支配を受けではないといふ運営に係る基準を設け、事業所がその基準に違反した場合には、都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたときのみならず、児童福祉法第21条の5の23第1項第3号及び第4号を適用し、指定の取消しができる。
		第19条						
介護保険法	第77条	第1項	【指定居宅サービス事業者、指定介宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定及び取消基準の条例委任】 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、老人福祉法上の有料老人ホームの経営を行っている事例が見られる。 有料老人ホームの経営は認定出典事例であるが、同じ老人福祉法に基づく当該事業についても、暴力団員等を排除する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者は当該事業から排除したいが、法律に基準を付加することなく、排除措置を実施することができない。	x	当該内容を条例に規定することは、各サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参照した上で、暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であるとのことであるが、申請者要件に暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可及びその取消しについては、地方公共団体が國の基準を参考して、条例で定める養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準において、暴力団排除等の規定を設けることにより、地域の実情に応じた認可及びその取消しをすることが可能とされているものである。
		第84条	第1項					
	第115条の9	第1項						
介護保険法	第86条	第2項	【指定居宅サービス事業者、指定介宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定及び取消基準の条例委任】 現行法の指定及び取消基準並びにその認定基準並びに指定基準の条例委任	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の指定等を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者は当該事業から排除したいが、法律に基準を付加することなく、排除措置を実施することができない。	x	当該内容を条例に規定することは、施設サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参照した上で、暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であるとのことであるが、当該提案は、地域の実情に応じて定めた申請者要件を満たさなかった場合に取り消せるよう取消に係る基準を付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	指定居宅サービス事業者、指定介宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定及び取消基準については、地方公共団体が國の基準を参考して、条例で定めた申請者要件に係る規定を設けることにより、地域の実情に応じた指定、許可及びその取消しをすることが可能とされているものである。 ※指定居宅介護支援事業者の指定及びその取消しの基準については、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、当該基準の一部を条例に委任する措置を講じることとしている。
		第92条	第1項					
	第94条	第3項						
	第104条	第1項						
旧介護保険法 (健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十九条の二の二) などおのれの努力をもつともうとされたる同法第26条の規定による改正前の 介護保険法の	旧第107条	第3項	【指定介護老人福祉施設の指定及び取消基準の条例委任】 現行法の指定及び取消基準並びにその認定基準並びに指定基準の条例委任	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の指定等を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者は当該事業から排除したいが、法律に基準を付加することなく、排除措置を実施することができない。	x	当該内容を条例に規定することは、施設サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参照した上で、暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であるとのことであるが、当該提案は、地域の実情に応じて、申請者要件に暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	指定介護老人福祉施設の指定及びその取消し並びに介護老人保健施設の許可及びその取消しについては、地方公共団体が國の基準を参考して、条例で定めた指定介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準において、暴力団排除等の規定を設けることにより、地域の実情に応じた指定、許可及びその取消しをすることが可能とされているものである。
	旧第114条	第1項						
障害者自立支援法	第50条	第1項	【指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設の指定及び取消基準の条例委任】 現行法の指定及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を経営している事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者は当該事業から排除したいが、法律に基準を付加することなく、排除措置を実施することができない。	x	当該内容を条例に規定することは、障害福祉サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参照した上で、暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であるとのことであるが、当該提案は、地域の実情に応じて、申請者要件に暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。	当該内容を条例に規定することは、障害福祉サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参照した上で、暴力団の排除による規定などを付加することができるようになります。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行ふ必要はない。
		第8項						
旅館業法	第3条	第2項	【旅館業の許可及び取消基準の条例委任】 現行法の許可及び取消基準は規定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を経営している事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者は当該事業から排除したいが、法律に基準を付加することなく、排除措置を実施することができない。	x	旅館業は旅館業についての公衆衛生の維持を目的としている。また、旅館業は構造的に反社会的勢力と密接に結びつきやすい土壤があるとはいえない。これらのことから、旅館業法の施行条例として、旅館業の許可基準及び許可条件等の規定を設けることによって、旅館業者自身が暴力団員であることを公表する等、不当な営		

## 義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

④ 地方提案等に即し制度改正を行う事項  
一部制度改正・運用改善（大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等）を行なう事項  
見直しを行わない事項

農林水産省				×見直しを行わない事項							
法律名	条	項	提案等の概要	各府省からの回答				地方からの意見を踏まえた各府省の再回答			
				回答(区分)	具休案、理由等	各府省からの回答に対する地方からの意見				回答(区分)	具休案、理由等
農業振興地域の整備に関する法律	第8条	第4項	【農用地利用計画に係る都道府県知事の協議、同意の廃止】 市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。 【全国知事会】 農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。 【全国長会】	x	国民への食料の安定供給を図るために、優良農地を確保するとともに、国、都道府県及び市町村が一体となって、農業に関する公共投資等の農業施策を実施することが必要である。 市町村が定める農業振興地域整備計画(農用地利用計画)に係る都道府県知事の協議、同意を廃止すべきである。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るためにの仕組みとして、市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る都道府県知事の同意は必要である。	優良農地の確保や適切な管理は、マスタープラン(同法第8条第2項第2号から第6号に掲げる事項)と農用地利用計画で構成される農業振興地域整備計画により、市町村が総合的な農業振興施策の一環として実施することが効果的である。既にマスタープランは都道府県知事への協議、同意が不要とされているとともに、農業振興地域を指定し、市町村は、都道府県知事の基本方針に基づき整備計画を策定するとともに当該計画に従って農業振興施策を実施することとしている。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るためにの仕組みとして、市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る都道府県知事の同意は必要である。	▲ 市町村が農業振興地域整備計画を策定するに当たって、地域の自主性が発揮されるよう、平成23年に、同計画の都道府県知事への協議を基本的に廃止している。 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の部分については、国策として進める食料自給率の維持・向上の前提となる優良農地の確保の観点から、都道府県の農用地区域内農地の目標面積を定める都道府県知事の同意協議が不可欠である。 （市町村が、都道府県知事の不同協議を不承認し、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による審査で争われたが、最終的に都道府県知事の不同意は違法で不妥でないとした判断も見受けられるところである。） 事務処理場の迅速化を図るため、農用地利用計画の策定に係る都道府県知事の同意について、事前調整に係る事務処理期間の目安及び協議に係る標準的な事務処理期間を定期的周知徹底したい。	市町村が農業振興地域整備計画を策定するに当たって、地域の自主性が発揮されるよう、平成23年に、同計画の都道府県知事への協議を基本的に廃止している。 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の部分については、国策として進める食料自給率の維持・向上の前提となる優良農地の確保の観点から、都道府県の農用地区域内農地の目標面積を定める都道府県知事の同意協議が不可欠である。 （市町村が、都道府県知事の不同協議を不承認し、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による審査で争われたが、最終的に都道府県知事の不同意は違法で不妥でないとした判断も見受けられるところである。） 事務処理場の迅速化を図るため、農用地利用計画の策定に係る都道府県知事の同意について、事前調整に係る事務処理期間の目安及び協議に係る標準的な事務処理期間を定期的周知徹底したい。			
			農業振興地域整備計画を変更する際の都道府県知事との協議、同意について、地元の実情に応じ、同意を要しない協議とする。 【全国町村会】	x	国民への食料の安定供給のために、優良農地を確保するとともに、国、都道府県及び市町村が一体となって、農業に関する公共投資等の農業施策を実施することが必要である。 このため、農業振興地域整備計画を変更する際の都道府県知事との協議、同意について、地元の実情に応じ、同意を要しない協議とする。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るためにの仕組みとして、市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意は必要である。	農業法第8条第4項等と関連のある規定であるため、併せて見直しが必要である。	▲ 市町村が農業振興地域整備計画を策定するに当たって、地域の自主性が発揮されるよう、平成23年に、同計画の都道府県知事への協議を基本的に廃止している。 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の部分については、国策として進める食料自給率の維持・向上の前提となる優良農地の確保の観点から、都道府県の農用地区域内農地の目標面積を定める都道府県知事の同意協議が不可欠である。 （市町村が、都道府県知事の不同協議を不承認し、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による審査で争われたが、最終的に都道府県知事の不同意は違法で不妥でないとした判断も見受けられるところである。） 事務処理場の迅速化を図るため、農用地利用計画の策定に係る都道府県知事の同意について、事前調整に係る事務処理期間の目安及び協議に係る標準的な事務処理期間を定期的周知徹底したい。	市町村が農業振興地域整備計画を策定するに当たって、地域の自主性が発揮されるよう、平成23年に、同計画の都道府県知事への協議を基本的に廃止している。 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の部分については、国策として進める食料自給率の維持・向上の前提となる優良農地の確保の観点から、都道府県の農用地区域内農地の目標面積を定める都道府県知事の同意協議が不可欠である。 （市町村が、都道府県知事の不同協議を不承認し、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による審査で争われたが、最終的に都道府県知事の不同意は違法で不妥でないとした判断も見受けられるところである。） 事務処理場の迅速化を図るため、農用地利用計画の策定に係る都道府県知事の同意について、事前調整に係る事務処理期間の目安及び協議に係る標準的な事務処理期間を定期的周知徹底したい。			
森林法	第6条	第5項	【地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止】 都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。 【全国知事会】	x	国の「全国森林計画」の策定に伴い、都道府県の地域森林計画の策定が必要になるが、都道府県の自主的・主体的な取組を阻害しないよう、大臣協議、同意を廃止すべきである。 国は、全国森林計画において広域流域別に伐採立木木材、造林面積等を計画し、都道府県の地域森林計画の作成・変更の協議を通じて、地域の実情といかに離れていた割合量を算めて内部修正を求めるなど過剰な開拓を行うため、度重なる調整や資料作成に多大な努力がかかっている。	都道府県は地域森林計画の策定にあたって、現地踏査及び関係者への聞き取りなどを実施し、適切な目録数値を積算している。地域の実情に合わせた計画的な森林の整備・保全の推進、同計画に係る協議の迅速化を図ることとした。 なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地域主権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年の森林法改正により、森林資源の貯蔵量確保に直結する項目以外について同意を要しないこととする改正を行ったところである。	地域森林計画は、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させる森林を育成する資源計画としての全国森林計画と整合した計画とする中で、地域の実情に合わせた計画的な森林の整備・保全の推進、同計画に係る協議の迅速化を図ることとした。 ①同計画の任意の記載事項と並んでいる森林の整備及び保全に関する事項(法第5条第3項)については、都道府県知事が地域の実情に応じて主体的に記載できるよう改めたため、大臣との協議を廃止し、事前の届出とする。 ②当該条項については、事前調整を含めて事務処理期間の目安を示し、事前調整が整っている場合には同意等の手続をやかに行うよう運用改善を図ること	地域森林計画は、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させる森林を育成する資源計画としての全国森林計画と整合した計画とする中で、地域の実情に合わせた計画的な森林の整備・保全の推進、同計画に係る協議の迅速化を図ることとした。 農地転用は、農地条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならない。 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣の協議を廃止すべき。 【全国知事会】	▲ 農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況を勘査し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討するとしてされているところである。 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議については、農地法関係事務処理要領において標準的な事務処理期間が1週間と設定されているところであり、当該期間内に事務が完了されるよう速に処理することを徹底したい。 （なお、当該条項は法定受託事務であり、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外である。）		
			農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止	x	別途回答 <別途回答> 農地法附則第2条の都道府県に義務付けられている大臣との協議は、平成10年の法改正で「当分の間」協議することとされたものであり、協議を必要とする根拠に乏しいため、提案に沿った見直しをされたい。 農地法附則第2項について 当該条項は法定受託事務であり、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農地は、やはり、他の国の農地の食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産が行われることで、国民のための多面的機能が発揮されているのであり、優良農地の確保は重要な課題である。 現地踏査等の結果、農地の状況が大きく変化する場合に、農地がまとめて売却されるだけではなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きくなる農林水産大臣のレベルの視点に立った判断を反映させること以上が必要不可欠。 平成21年の農地法改正の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされた。	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況を勘査し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討するとしてされているところである。 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議については、農地法関係事務処理要領において標準的な事務処理期間が1週間と設定されているところであり、当該期間内に事務が完了されるよう速に処理することを徹底したい。 （なお、当該条項は法定受託事務であり、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外である。）					
農業協同組合法	第60条	第2項	地区が重複する農協の設立等に係る都道府県知事の関係市町村及び關係農業協同組合中央会への協議の廃止	○	本規定においては、「規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)」において地区重複農協設立等に係る中央会協議条項を廃止の方向で進めることとし、「日本再生加速プログラム」(平成22年11月30日閣議決定)において関連する法規が提出される機会をとらえて必要な法制上の措置を講じることとしているものであり、廃止することとする	都道府県が重複する農協の設立等に係る都道府県知事の関係市町村及び關係農業協同組合中央会への協議の廃止					
			農業振興地域の整備に関する法律	○	市町村長は、農用地区域において開発行為許可申請書を受理した場合における知事への意見添付の見直し	市町村長は、農用地区域において開発行為をしようとする者から許可の申請書を受理したときは、意見を付して、都道府県知事に送付しなければならないとされている。 これについて、市町村長から都道府県知事への意見の送付をその判断により行えるよう、意見があるときに添付できることとする。					

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【経済産業省】							
法律名	条 項	提案等の概要	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
			回答 (区分)	具体的案、理由等			
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条 第1項	【基本計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止】  都道府県が定める基本計画に係る主務大臣の協議、同意を廃止すべき。 【全国知事会】	x	国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となって地域の特性・読みを生じた企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	課税の特例の要件を明確化することによって、一件ごとの協議、同意を不要としても国の責務を果たせるのではないか。 また、基本計画は、本法のみならず、農地法、自然公園法等土地利用や環境保全等に関する法令に反しないよう適切に策定されている必要があることから、その内容について主務大臣が確認を行うためにも、協議・同意を維持する必要がある。 なお、基本計画に係る主務大臣への協議については、当該協議の迅速化を図るために、提出書類の簡素化を行う。	▲ 基本計画に係る主務大臣の協議・同意については、国が課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって、支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等を判断するため、協議・同意を維持する必要がある。	
採石法	第32条の4 第1項	【採石業の登録及び取消基準の条例委任】  現行法の登録及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようになります。 【全国知事会】	▲	▲ [事例] 現行法の登録拒否条項に都道府県が定める条例(1暴力団排除関係、2他者名義使用禁止関係及び3関係法令違反者関係)を付加することが法制度的に可能であることが法制局に確認できた場合。  [具体案]他の関係法令とともに一括改正を前提に、採石法第32条の4に定める登録の拒否条項に都道府県が定める暴力団排除等に関する条例を付加する方向で検討する。  ▲ [理由]採石法は岩石の採取に伴う災害防止等を目的としており、採石業者登録制度は未然に災害防止を図るために制度の一つであるため、現行法の登録拒否条項は全国統一的な事項としている。一方、地域特有の事情も考慮し、提案要望どおり必要な基準を条例で付加する方向で検討したいが、登録拒否条項の一つに地方自治体が定める条例を加えることが法制度的に可能か否か事前に法制局に確認する必要がある。	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	x	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録拒否条項及び取り消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できないため。
	第32条の10 第1項				回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録の取消に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	x	
	第6条 第1項	【砂利採取業の登録に関する次格事由の条例委任】  砂利採取業の登録に関する次格事由が固定例挙げられていることから、必要な基準を条例で付加できるようにするなど地方の裁量を高めるべき。 【全国知事会】	▲	▲ [事例]多くの地方自治体において暴力団排除等(他者名義の使用禁止関係、関係法令違反者の取り消し等含む)を条例で定め、砂利採取法の登録拒否条項にその追加を求める強い要望があるのかどうか、また、これらを条例制定によって排除することが現行法制度上、可能なかどうか確認できた場合。  [具体案]他の関係法令とともに一括改正を前提に、砂利採取法第6条に定める登録の拒否条項に都道府県が定める暴力団排除等に関する条例を付加する方向で検討する。  ▲ [理由]砂利採取法は砂利の採取に伴う災害防止等を目的としており、砂利採取業者登録制度は未然に災害防止を図るために制度の一つであるため、現行法の登録拒否条項は全国統一的な事項として必要である。一方、地域特有の事情も考慮し、提案要望どおり必要な基準を条例で付加する方向で検討したいが、登録拒否条項の一つに地方自治体が定める条例を加えることが法制度的に可能か否か事前に法制局に確認する必要があるため。	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	x	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録拒否条項及び取り消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できないため。

◀凡例>

○…地方提案等に申し度制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

## 義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧





義務付け・伴付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【環境省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省から回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の最終回答
					回答(区分)	具体的案、理由等		
水質汚濁防止法	第4条の3	第3項	【総量削減計画に係る環境大臣の協議、同意の廃止】 総量削減計画の策定に関して、環境大臣の協議、同意ではなく、報告とすべき。 【全国知事会】	現行では、各都府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき、各府県が自らの実情を踏まえ、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行つ必要がある。また、水質改善のための施策の組合せを確立するためには、東京都を除く各府県においては、東京都と各府県との間で総量削減計画の策定における協議が行われることによって、指定水質に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間においてはハーフィックコンクトや環境審議会の答申といった手続きを経て作成している。	x	総量削減計画には、環境大臣が削減目標量や削減のための施策について定めた「総量削減基本方針」に基づいて各都府県が策定するものであることから、各都府県においては、東京都を除く各府県と各都府県との間で総量削減計画の策定における協議が行われることによって、指定水質に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間においてはハーフィックコンクトや環境審議会の答申といった手続きを経て作成している。	総量削減計画は、環境大臣が削減目標量や削減のための施策について定めた「総量削減基本方針」に基づいて各都府県が策定するものであることから、各都府県においては、東京都を除く各府県と各都府県との間で総量削減計画の策定における協議が行われることによって、指定水質に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間においてはハーフィックコンクトや環境審議会の答申といった手続きを経て作成している。	水質基準削減は、指定水域を含むとしての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対応することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を減らすための削減策を実施するものである。各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることである。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。
自動車から排出される窒素酸化物・粒子状物質の特定削減における総量の削減等に関する特別措置法	第7条	第3項	【総量削減計画に係る環境大臣の協議の廃止】 窒素酸化物削減計画及び粒子状物質の特定削減計画の策定に関して、環境大臣の協議ではなく報告とすべき。 【全国知事会】	現行では、開発決定した基本方針に基づき各都道府県が計画案を策定した後、環境大臣への協議、公表対策会議の意見統合が必要である。また、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行う必要があるため、環境大臣への協議は必要である。	x	総量削減計画には、国及び地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間ににおける施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行つ必要がある。また、近隣自治体と情報の共有を図りながら策定するなどしており、対策地域間ににおける施策の整合も確保されるため、環境大臣への協議は不要であると考えられる。	総量削減計画の策定にあたっては、法第10条に基づき、関係省庁の地方機関を含む者で組織される協議会を設置し、計画に定めるべき事項について調査を実施することとしている。本協議会により、関係省庁における施策の整合を確保する必要があると認められ、例えば、対策の柱の一つである交通対策は、道路ネットワークの整備といった大がかりなもののはもちろん、交差点改良等によっては、各都道府県が定めようとする総量削減計画については、開発決定した基本方針に照らし、目標を達成するための確認を行つ必要がある。また、近隣自治体と情報の共有を図りながら策定するなどしており、対策地域間ににおける施策の整合も確保されるため、環境大臣への協議は不要であると考えられる。	自動車NOx-PM法は、固定資源ではなく移動体である自動車からの汚染対策であることから、周辺の都府県の施策と整合した、効果的・効率的な施策であるとの確認が必要である。例えば、対策の柱の一つである交通対策は、道路ネットワークの整備といった大がかりなもののはもちろん、交差点改良等によっては、各都道府県が定めようとする総量削減計画については、開発決定した基本方針に照らし、目標を達成するための確認を行つ必要がある。また、近隣自治体と情報の共有を図りながら策定するなどしており、対策地域間ににおける施策の整合も確保されるため、環境大臣への協議は不要であると考えられる。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第29条	第4項	【特別保護地区に係る環境大臣の協議の廃止】 地域からの意見聴取や、市町村等との十分な対話を通じた特別保護地区の再指定を行つたため、環境大臣の協議は廃止し、報告とすべき。 【全国知事会】	鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、国境地帯及び環境大臣との事前協議後、都道府県の環境審議会の審議・答申を得て協議を行っている。	x	都道府県知事は、鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の生息地の保護を図るために必要な区域を特別保護地区に指定しているところ、このため、特別保護地区には一定の行為規制がかかっており、全国的に一定水準を満たす鳥獣の保護管理が確保できるものである必要があるため、環境大臣への協議は必要である。	「全国的に一定水準を満たす鳥獣の保護管理が確保できるものである必要があるため…」とあるが、要件を事前に定めることにより「一定水準」を確保できるのではないか。	全国的に一定水準を満たす鳥獣の保護管理を確保するため、都道府県知事が鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定する際に、環境大臣への協議を義務づけているところ。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条	第3項	○一般廃棄物処理施設等へ立入検査をする職員の身分証明書の有効期間の廃止 一般廃棄物処理施設等への2年間有効とされている立入検査をする職員の身分を示す証明書の有効期間を市の裁量に委ねる。 【全国市長会】	一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条に基づく立入検査を行う場合において、当該立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を提示し、関係人に提示しなければならないとしているが、当該証明書の有効期間は2年間とされ、2年内に証明書の更新手続き、事務が必要となる。	▲	省令で定められている様式を変更し、身分を示す証明書の交付者が、有効期間を設定するか否か検討を行う。	本会提案の方向で、検討を進めたい。 なお、一般廃棄物処理施設等の立入に係る身分証明書は、任命権者より交付され、現状は有効期限が法定で2年間であるのに対し、各地方自治体で行われる人事異動のサイクルは概ね5年とされているところが多いと聞く、このため、職員はその在任中、2回程度身分証の更新交付を受けなければならない状況であり、事務的にも非常に効率を悪くしている面があることから、市の裁量に委ねることができるよう検討いただきたい。	省令で定められている様式を変更し、身分を示す証明書の交付者が、有効期間を設定するものとする。

凡例

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項